

# 身体拘束適正化のための指針

特定非営利活動法人 あたたかい心

## 身体拘束適正化のための指針

### 1. 身体拘束の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。特定非営利活動法人あたたかい心（以下「当法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

#### (1) 身体拘束禁止の規定

##### ○介護保険基準

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為をおこなってはならない。

##### ○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

①福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

②やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外 3 原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の 3 つの要件を満たす状態にある場合は、それらの要件等の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上 3 つの要件を全て満たすことが重要です。

## 2.身体拘束等適正化に向けての基本指針

### (1)身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2)やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は個別支援会議等で十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いきるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

## 3.身体拘束の適正化に向けた組織体制

### (1)身体拘束の適正化委員会の設置

当法人では、身体拘束の適正化に向けて、身体拘束の適正化委員会を設置します。

#### ①設置目的

- ・法人内各事業所の身体拘束適正化にむけての現状把握及び改善に向けての検討
- ・身体拘束を行わなければならない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を行った場合の解除の検討
- ・身体拘束適正化に関する職員全体への指導

## ②身体拘束の適正化委員会の開催

委員会の開催は1年に1度の定期開催とし、かつ必要に応じてその都度開催します。緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合等)は、職員より委員長に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討します。

## ③身体拘束の適正化委員会の構成

○身体拘束の適正化委員会は当法人の役職に準じて、次のもので構成する。

ア) 理事長

イ) 副理事長

ウ) 理事

エ) 各事業所管理者

オ) 各事業所サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

カ) 直接処遇を行う職員（常勤、非常勤含む）

キ) 直接処遇を行わない職員（調理員、事務員含む）

ク) その他、理事長が必要と認める者

※この委員会の責任者は理事長とし、その時参加可能な委員で構成する。

## (2)身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本指針

当法人では全職員に対して、身体拘束の適正化のための研修を虐待防止研修と合わせて定期的実施します。

### ①研修の実施

- ・身体拘束の適正化のための研修開催は研修プログラムを作成し、年1回以上開催をする。また開催は11月を基本開催月とします。
- ・新人職員採用時に行います。
- ・研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を行うこととします。

### ②研修の内容

身体拘束適正化のための研修内容は基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発する内容で実施をします。

### ③研修の記録

身体拘束適正化のための研修を法人内等で実施し、実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

#### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

本人または利用者への生命または体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に沿って実施します。

##### (1) 身体拘束を行う可能性のある事項の確認と設定

アセスメント時や日々の支援の中で身体拘束を行う可能性のある事項が発生した場合に身体拘束適正化のための検討委員会を中心として、当委員会の構成メンバーが集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明と同意書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を必要に応じて行います。

##### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由(継続的な拘束の場合は拘束時間または時間帯・期間・場所など)・改善に向けた取り組み内容を詳細に説明し、十分な理解が得られるようにします。

##### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

##### (4) 身体拘束の解除

身体拘束の必要性がなくなった場合には速やかに身体拘束を解除し、身体拘束があった旨を契約者・ご家族に報告いたします。継続して身体拘束を行う場合において、一度介助したにもかかわらず数日以内に再度同様の対応で身体拘束が必要となった場合にご家族(保証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

## **5.身体拘束の適正化に向けた各職種の役割**

身体拘束の適正化のために、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

## **6.当該指針の閲覧について**

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。